

議員研修報告書

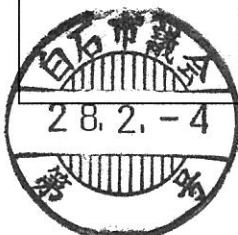
平成 28 年 2 月 4 日

白石市議会議長 佐久間 儀 郎 殿

議員氏名 管 野 恭 子

下記のとおり行いましたので報告いたします。

期 間	平成 28 年 1 月 18 日 (月) ～1 月 19 日 (火)
研 修 先	市町村職員中央研修所
研修事項	平成 27 年度市町村議会特別セミナー 自治体経営の課題
対応者・講師等	下記のとおり
概 要 (内容・感想 考察等)	<p>1 月 18 日実施</p> <p>「これからの政治の行方～2016 年サミットと参院選の展望～」 講師 伊藤俊行 (読売新聞メディア局編集委員)</p> <p>「今後の日本経済の展望」 講師 島田晴雄 (千葉商科大学学長)</p> <p>【感想・考察】</p> <p>1、伊藤氏の講演で、電子媒体による情報入手の広がりから、紙媒体を主として扱う新聞業界が厳しい状況にあることを、改めて確認した。</p> <p>維持の為に業界は工夫をしている旨を述べられていたが、新聞の本来の使命を瞬時も忘れることなく、報道機関としての社会的責任を果たせる取り組みをしっかりとしていく事を強く望むものである。</p> <p>2、島田氏の講演は、経済・政治・地方創生等々と多岐にわたりその中で確認できた事項もあった。また、評価と批判双方あったが、後者については掘り下げた論点で考察し、ならばどう方向付けをすべきかを述べて欲しかった。</p> <p>3、講演は二講座とも評論の域を出ないものであった。</p>



1月19日実施

「地方創生と地方議会の役割」

講師 人羅 格（毎日新聞論説委員）

【内容】

1、2015年の地方統一選挙について

- ・投票率過去最低、初めて5割を切る。（後半期分）

281市議選は48・62%初めて5割を切る。

（2011年は50・82%）

- ・無投票当選の増加

市議選（政令市除く）は総定数の3・6%（上半期）

前回の2倍超、記録残る1951年以降で過去最高

町村議選は立候補者が不足、定数に未達。定数減にする自治体も生じている。

*対策として

立候補し易い環境を創る

- ・供託金30万円をやめる。

- ・多様な方が議員になれるような仕組みを検討する。

（会社勤めの人でも議員が可能なように夜間・休日議会の開催）

- ・地方の選挙制度について、国会議員・政党は無関心でなく熱心に議論すべきである

2、政策提言機能の強化について

- ・議員提案の政策条例制定は2011年4月以来、全国で17%であり、（274議会）そのうち、最多はさいたま市議会の11件、そして横浜市議会10件、全国的に制定状況は低い。
- ・横浜市議会の取り組みの紹介があった。それによると、会派の代表で政策協議会を構成、今年は何を制定するかを検討し、市長とも協議して推進している。
- ・地方自治法149条に予算の編成、執行権を有するのは自治体の首長の旨が規定されている。また、首長による予算を伴う条例案の提出について、同法222条1項には「必要な予算上の措置が的確に講じられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」とあるが、これは議員提案条例にも適用されると解される。
- ・予算を伴う条例であっても執行機関との調整で財源の見通しを得る条件を満たす事ができれば、議員提案の政策条例であってもただちに執行権の侵害にはならない。

- ・大津市議会では、政策検討会議アドバイザー制度を導入し、大学や民間シンクタンクとの連携がある。

「地方議会をどう変えるべきか～政治の役割」

講師 佐々木信夫（中央大学経済学部教授）

【内容】

- 2000年改革後の二元代表制（議会の立ち位置）について
 - ・2000年4月から施行された地方分権一括法により、地方自治体が国の事務を行う機関委任事務制度が廃止された。
 - ・地方議会は、市町村事務の8割を占めていた当制度による国の事務については、条例制定権、審議権、予算減額の修正権を殆ど有してなかったがこの改革により、法定受託事務、自治事務、100%について関与できることになった。
 - ・その結果、これまで地方議会は主にチェック機関としての存在だったが、施行後は政策・立法機関としても的確に機能し、その責任を果たしていくことが重要となってきた。
- 日本の地方議会の役割について（4点）
 - （1）公共政策の決定者
 - （2）執行権力の監視者

自治体職員は全国で約300万人、この内約140万人が市町村職員、一自治体で何百人もの公務員を雇用している。企業では従業員300人以上は大企業の規模であるが、大企業規模で行われる行政業務を住民にかわり監視することは重要である。
 - （3）政策条例の立案者
 - （4）民意の意見集約者

* 議会基本条例を多くの自治体で制定しているが、この4点の機能が果たせる内容になっている事が要。
 議員だけで策定しても意味がない。（民意を入れる）

* この4点をバランスよく果せるのにどうしていくかである。

* 民意を集約する為に議会報告会は各地区へ行って開催する。

* 合併した自治体では議員定数が少なくなり、これまで存在していた地区に議員が不在になることもあるが、民意を集約する事を考えれば選挙は地区割にすべきである。同様の事を人羅氏も述べていた。
- 政策過程（政治の役割、行政の活動）

	<p>(1) 政策過程には次の5つの場面がある。 ①課題設定 ②政策立案 ③政策決定 ④政策実施 ⑤政策の評価</p> <p>(2) 政策形成までの3ステップ ①目標をどう設定するか あるべき姿をどの位置にするか 限界値 (住民、マスコミなどから批判が出ない程度) 充足値 (住民の7～8割が満足) 期待度 (理想的にする) *これを判断するのが政治である。 ②現状の分析・問題の把握 ③政策の手段 (次の4種類だけである) ・権力的手段 (条例制定) ・経済的誘因・・・人の行動は損か得かによる。 (例 エコカー補助金のように。経済的にプラスの状態にする) ・情報提供 (予定効果をPR、地域限定で行政指導) ・直接サービス (上記でできない事業は行政が主体者となり行う)</p> <p>(3) 政策の評価、行政の責任 「決算」でしっかり視ていく。決算審議が大事である。</p> <p>4、議会の問題点～首長との関係 (極端な首長依存と議会低下) ・地域経営を首長にのみ任せてはならない。 ・政治機関である議会は二元代表制の良さを活かし、自治体の課題を的確に捉え政策立案・提案を行っていくべきである。</p> <p>5、地方議会の改革ポイント ・議会スタッフの充実の為に、法制局をつくるべきである。 ・議会事務局の局長を特別職にすべきである。</p> <p>6、すぐやれる地方議会の改革 ・議会の会期日数を大幅に増大する。 ・毎月定例会を開催する。(通年議会でも議会開催期間を拡大できる。)</p> <p>その他 1、講師は「第31次地方制度調査会」の委員として当会に臨んでおり、この内容について少々の紹介があった。</p>
--	---

(答申が示されるのはこれからである。)

それによると、本調査会のテーマは2点。

1点 人口減少時代における地方行政のあり方

2点 自治体ガバナンスのあり方

特に2点目について次の事を述べられた。

- ① 議会選出の監査委員を選挙制にする方向へ進んでいる
監査技術が高度化しており、議員から選出するのではなく
専門家を置いた方がよいという見方が多く出ている。
- ② 決算審議が議会で認定されなかった場合、首長の責任を
どう示していくのかが検討されている。

2、報酬について見直しを行うべきである。

- ・北九州市議会議員が、病気で議会欠席などが2年以上続いているが、議員として活動のない状態でも報酬は支払われ、その額は3千万を超えている。
このことについてどう考えていくか問われる。
- ・本来、議員報酬は労働報酬であり日当が原則で始まった。
こう考えると労働のないところに対価は発生しない。
しかし一方、生活費という見方もある。国会議員は歳費である。
- ・いずれにしても住民の理解の得られる法改正をすべきである。(例えばこの様な場合は6割支給にするとか)

【感想・考察】

1、 人羅氏の講演について

- ・2015年の後半期に実施された地方議会選挙が、過去最低の投票率であったところから入り、議会・議員のあり方、議会改革について述べられた。この中で、岩手県滝沢市が「住民参加機能の強化」のために『市民議会』『市民懇話会』『議会サポーター制』等の実施事例の紹介があったが調査をし参考にしたい。
- ・政策条例提案を多くしている議会の取り組みを調査研究していきたい。

2、 佐々木氏の講演について

- ・地方民主主義を根付かせようとする強い思いが感じられる内容であり、事例を引用し分かりやすい講義であった。
- ・議会開催日数の増大のために、必ずしも『通年議会』

を導入しなければならない事ではなく、毎月一定の期間を議会開催とするのもよいと述べられていた。

本議会でも方法の一つとして検討を提案したい。

- ・「議会・議員提案の政策条例」とよく言われるが、条例にこだわる必要はなく政策提案でもよいのであり、要は内容である。との事、共感である。提案した政策が実施されることになれば、必要な条例の制定・改正は行われることになる。これまで自分もこの手法で行ってきた。
- ・講師は法制局の設置を主張している。一議会で難しいのであれば、広域連携して設置を検討すべきとも、地方制度調査会でも述べているとの事。自分も必須事項と考える。
- ・地方議会は、自治体の立法機関である。
地方分権一括法施行後は、条例関与の審議事項も多い訳であり、法的専門家の設置は市民の生命・財産・生活を護る為に直結するものである。また、安心して政策条例にも取り組める事になる。早急にその環境を整えるべきであると考える。
- ・議員報酬の見直しについて
長期間、病気等で議員活動を実施できなくなった場合、どう対応していくかを本市も検討していくべきと考える。議員間で議論できるよう提案していきたい。
札幌市では取り組みを行い条例を改正している。
- ・大変有意義な研修会であった。

以 上